

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023(令和5)年6月27日

鹿児島県知事 殿

提出者

住 所 神奈川県茅ヶ崎市萩園2609-5

氏 名 アルバックテクノ株式会社

代表取締役社長 島田 鉄也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0467-87-1046

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アルバックテクノ株式会社 経営戦略本部ケミカル部 横川製造課
事業場の所在地	鹿児島県霧島市横川町3313
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	05 製造業
②事業の規模	売上：4億(前年度実績) ケミカル部横川製造課
③従業員数	29名※2023年6月28日現在 ケミカル部横川製造課
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	表面処理(苛性ソーダ、硝酸、硫酸)の濃度低下・劣化した廃液→タンクローリーにて回収(アサヒプリティック、ダイセキ)→中間処理(中和、凝集)→フィルタープレスにて固定分離→上澄みは洗浄水として再利用→脱水汚泥はセメント原料の一部としてリサイクル(光和精鋼、トクヤマ)

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
(これまでに実施した取組) 客先生産体制の変動に全面的協力と製品スペックに与える影響を考慮し、排出量を抑制する。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
(今後実施する予定の取組) 薬液を繰り返し使用し、製品スペックに与える影響を精査し、最適条件を見出し繰り返し使用することで排出量の抑制を継続して行う。			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各処理工程で使用の薬液（特別管理産業廃棄物）濃度低下・劣化したものを各処理槽からタンクローリーで回収し、特別管理産業廃棄物として排出している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物、産業廃棄物の別々のタンクにストック、排出することで、特別管理産業廃棄物の排出量を抑制する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(これまでに実施した取組) 実績なし		
<b>①現状</b>		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(今後実施する予定の取組) 計画なし		
<b>②計画</b>		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(これまでに実施した取組) 実績なし		
<b>①現状</b>		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(今後実施する予定の取組) 計画なし		
<b>②計画</b>		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	—	t
(これまでに実施した取組) 実績なし			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	—	t
(今後実施する予定の取組) 計画なし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—	
全処理委託量	別紙のとおり t	—	t
優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	—	t
再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	—	t
認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	—	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	—	t
(これまでに実施した取組) ペレット製造またはセメント原料製造工程の原材料として再生利用。			

## (第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—		
		全処理委託量	別紙のとおり t	— t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t		
		再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t		
②計画		(今後実施する予定の取組) 現状維持とする。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和4年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	104.80 t			
		(今後実施する予定の取組等) 現状維持とする。				
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物 处理計画書 内訳書

令和5 年度分

※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

事業場名 アルハウクテクノ株式会社 経営戦略本部ケミカル部 横川製造課

別紙

廃棄物の種類	廃棄物の排出の抑制に關する事項 年度実績	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
		①現状(前年度状況) ②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況) ②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況) ②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況) ②計画(今年度計画)	
		排出量	排出量	自ら再生利 用を行った量	自ら中間処 理を行った量	自ら熱回収 を行った量	自ら中間処 理により減 量する量	(左記内 訳)廃棄業者へ 処理を委託した量	(左記内 訳)認定熱回 收業者へ処理を 委託した量
1 廃油									
2 廃酸	67.20	45.00						67.20	67.20
3 廃アルカリ	37.60	20.00						37.60	37.60
4 感染性廃棄物									
5 貧乏い									
6 汚泥									
7 その他									
合計	104.80	65.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.80	104.80
								0.00	0.00
								65.00	65.00
								0.00	0.00
								0.00	0.00

経営戦略本部 ケミカル部 横川製造課

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図

課長 :

特別管理産業廃棄物管理者

主事補 :

(担当者)

主任 :

主事補 :